

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 企業

乙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金204,353円を甲に支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金44,179円を乙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年7月24日

(2) 事故発生場所

米子市皆生新田一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県境港警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、右後方の安全確認を怠ったため、中央側車線を直進していた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。